

(表3) 【外国法人に対する課税関係の概要（網掛け部分が法人税の課税範囲）】

- ・財務省ホームページ「平成26年度 税制改正の解説」(686ページ)を基に作成しています。
- ・【法人税】の部分が、法人税の課税対象となる国内源泉所得となります。
- ・④及び⑤並びに(7)から(14)までの所得については、源泉徴収の対象となる国内源泉所得となります。

所得の種類 (法法138)	外国法人の区分 (法法141)	恒久的施設を有する法人		恒久的施設を有しない法人 (法法141二) (法法141二)	源泉徴収 (所法 212① 213①)
		恒久的施設 帰属所得 (法法141一イ)	その他の 国内源泉所得 (法法141一ロ)		
(事業所得)		【課税対象外】		無 (注1)	
② 資産の運用・保有 (法法138①二) ※下記(7)～(14)に該当するものを除く。				無 (注2)	
(3) 資産の譲渡 (法法138①三) ※右のものに 限る。	不動産の譲渡 (法令178①一)	①恒久的施設に 帰せられるべき所得 (法法138①一) 【法人税】		無 (注3)	
	不動産の上に存する 権利等の譲渡 (シ 二)				
	山林の伐採又は譲渡 (シ 三)				
	買集めした内国法人株式の譲渡 (シ 四イ)				
	事業譲渡類似株式の譲渡 (シ 四ロ)				
	不動産関連法人株式の譲渡 (シ 五)				
	ゴルフ場の所有・経営に係る 法人の株式の譲渡 等 (シ 六、七)				
④ 人的役務の提供事業の対価 (法法138①四)		【法人税】		20.42%	
⑤ 不動産の賃貸料等 (シ 五)				20.42%	
⑥ その他の国内源泉所得 (シ 六)				無	
(7) 債券利子等 (所法161①八)(注5)				15.315%	
(8) 配当等 (シ 九)(注5)				20.42% (注4)	
(9) 貸付金利子 (シ 十)(注5)				20.42%	
(10) 使用料等 (シ 十一)(注5)				20.42%	
(11) 事業の広告宣伝のための賞金 (シ 十三)(注5)				20.42%	
(12) 生命保険契約に基づく年金等 (シ 十四)(注5)				20.42%	
(13) 定期積金の給付補填金等 (シ 十五)(注5)				15.315%	
(14) 匿名組合契約等に基づく利益の分配 (シ 十六)(注5)				20.42%	

(注) 1 事業所得のうち、組合契約事業から生ずる利益の配分については、20.42%の税

率で源泉徴収が行われます。

- 2 租税特別措置法第41条の12の規定により同条に規定する一定の割引債の償還差益については、18.378%（一部のものは16.336%）の税率で源泉徴収が行われます。また、租税特別措置法第41条の12の2の規定により同条に規定する一定の割引債の償還金に係る差益金額については、15.315%の税率で源泉徴収が行われます。
- 3 資産の譲渡による所得のうち、国内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物の譲渡による対価（所得税法施行令第281条の3に規定するものを除きます。）については、10.21%の税率で源泉徴収が行われます。
- 4 上場株式等に係る配当等、公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配に係る配当等及び特定投資法人の投資口の配当等については、15.315%の税率が適用されます。
- 5 (7)から(14)までの国内源泉所得の区分は所得税法上のもので、法人税法にはこれらの国内源泉所得の区分は設けられていません。

II 源泉徴収の対象となる国内源泉所得と源泉徴収税額

1 所得税法等に基づく源泉徴収

(1) 源泉徴収の対象となる国内源泉所得の範囲

非居住者等が我が国において、その所得について所得税又は法人税の課税を受ける場合、その課税所得の範囲については、恒久的施設を有するか否か及び国内源泉所得が恒久的施設に帰せられるか否かによって差異があります。

しかし、次の表4の所得については、原則として、その恒久的施設の有無、恒久的施設に帰せられる所得か否かにかかわらずその支払の段階で一律に所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を受けることになります。

（表4）【源泉徴収の対象となる国内源泉所得の範囲の概要】

所 得 の 区 分	内 容
組合契約事業利益の配分 (所法161①四)	組合契約に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益（その事業から生ずる収入からその収入に係る費用（所得税法第161条第1項第5号から第16号までに掲げる国内源泉所得について源泉徴収された所得税及び復興特別所得税を含みます。）を控除したもの）について、その組合契約に基づいて配分を受けるもの（所令281の2） この場合の「組合契約」とは、次に掲げる契約をいいます。 ① 民法第667条第1項に規定する組合契約 ② 投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約 ③ 有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約 ④ 外国における契約で、①から③までに類する契約